

6類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.04円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.10円 ビール麦 1.37円 種子麦 2.06円 対象農家、ビール麦及び種子麦以外の麦 1.15円	50円 33円 15円 11円 8円	68円 71円 96円 1.44円	50円 34円 82円 124円	33円 34円 69円 103円	15円 15円 55円 82円	11円 11円 41円 62円	8円 8円 27円 41円
7類 対象農家(秋まき) うち 課税対象農業者に係るもの 1.02円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.08円 ビール麦(秋まき) 1.37円 種子麦(秋まき) 2.37円 対象農家、ビール麦及び種子麦以外の麦(秋まき) 1.11円	50円 32円 15円 11円 8円	50円 52円 96円 184円	32円 34円 82円 158円	15円 15円 69円 132円	15円 15円 55円 105円	11円 11円 41円 79円	8円 8円 27円 53円
8類 対象農家(春まき) うち 課税対象農業者に係るもの 1.03円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.10円 ビール麦(春まき) 1.37円 種子麦(春まき) 2.06円 対象農家、ビール麦及び種子麦以外の麦(春まき) 1.15円	51円 33円 15円 11円 8円	68円 71円 96円 144円	50円 52円 82円 124円	33円 34円 69円 103円	15円 15円 55円 82円	11円 11円 41円 62円	8円 8円 27円 41円
9類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.00円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.12円 種子麦 2.00円 対象農家及び種子麦以外の麦 1.15円	63円 51円 39円 27円 15円 11円 8円	63円 67円 99円 158円	39円 41円 139円	27円 28円 99円	15円 16円 86円	11円 11円 64円	8円 8円 43円
10類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.14円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.44円 種子麦 2.14円 対象農家及び種子麦以外の麦 1.21円	94円 75円 55円 36円 16円 12円 8円	94円 75円 55円	36円 16円	12円 12円 43円	16円 16円	12円 12円	8円 8円
11類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.41円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.52円 種子麦(裸麦) 2.16円 対象農家及び種子麦以外の麦(裸麦) 1.61円	99円 79円 58円 37円 16円 12円 8円	99円 83円 151円	58円 61円 129円	37円 38円 108円	16円 16円 86円	12円 12円 65円	8円 8円 43円

備考：この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象農家」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの）をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が面について、免事業業者に対するもの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供する麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.03円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.27円 ビール麦 1.37円 種子麦 2.06円 対象農家、ビール麦及び種子麦以外の麦 1.15円	68円 50円 33円 15円 11円 8円	68円 71円 96円 144円	50円 34円 82円 124円	33円 34円 69円 103円	15円 15円 55円 82円	11円 11円 41円 62円	8円 8円 27円 41円
7類 対象農家(秋まき) うち 課税対象農業者に係るもの 1.19円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.26円 ビール麦(秋まき) 1.37円 種子麦(秋まき) 2.63円 対象農家、ビール麦及び種子麦以外の麦(秋まき) 1.11円	67円 50円 32円 15円 11円 8円	67円 71円 96円 184円	50円 52円 82円 158円	32円 34円 69円 132円	15円 15円 55円 105円	11円 11円 41円 79円	8円 8円 27円 53円
8類 対象農家(春まき) うち 課税対象農業者に係るもの 1.20円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.27円 ビール麦(春まき) 1.37円 種子麦(春まき) 2.06円 対象農家、ビール麦及び種子麦以外の麦(春まき) 1.15円	68円 50円 33円 15円 11円 8円	68円 71円 96円 144円	50円 52円 82円 124円	33円 34円 69円 103円	15円 15円 55円 82円	11円 11円 41円 62円	8円 8円 27円 41円
9類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.07円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.12円 種子麦 1.98円 対象農家及び種子麦以外の麦 1.15円	51円 39円 27円 15円 11円 8円	51円 54円 99円 158円	39円 41円 139円	27円 28円 99円	15円 16円 86円	11円 11円 64円	8円 8円 43円
10類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.33円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.42円 種子麦 2.14円 対象農家及び種子麦以外の麦 1.21円	75円 55円 36円 16円 12円 8円	75円 55円	36円 16円	12円 12円 43円	16円 16円	12円 12円	8円 8円
11類 対象農家 うち 課税対象農業者に係るもの 1.41円 うち 免税対象農業者に係るもの 1.50円 種子麦(裸麦) 2.15円 対象農家及び種子麦以外の麦(裸麦) 1.61円	79円 58円 37円 16円 12円 8円	79円 83円 151円	58円 61円 129円	37円 38円 108円	16円 16円 86円	12円 12円 65円	8円 8円 43円

備考：この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象農家」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの）をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免事業業者に対するもの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供する麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。